

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	京浜急行電鉄株式会社
特定テナント等事業者	株式会社ティーケーピー
特定テナント等事業者	株式会社ポジティブドリームパーソンズ

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		シナガワ グース							
事業所の所在地		東京都港区高輪三丁目13番3号							
業種等	事業の業種	分類番号	K69	K_不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸業・管理業				
		産業分類名	不動産賃貸業・管理業						
	事業所の種類	主たる用途	宿泊						
		建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	前年度末	83,671.00	m ²	基準年度	83,671.00	m ²	
		用途別内訳	事務所	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			情報通信	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			放送局	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			商業	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			宿泊	前年度末	83,671.00	m ²	基準年度	83,671.00	m ²
			教育	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			医療	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			文化	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			物流	前年度末		m ²	基準年度		m ²
駐車場	前年度末			m ²	基準年度		m ²		
工場その他上記以外	前年度末			m ²	基準年度		m ²		
事業の概要		<p>不動産の賃貸及びビル管理としてシナガワ グースを管理している。</p> <p>シナガワ グースの概要 ホテル、レストラン、宴会場、駐車場の経営 ・平成23年4月開業 ・地上30階、地下3階、塔屋2階</p>							
敷地面積		23,022.10 m ²							

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	京浜急行電鉄株式会社 総務部 総務課
	電 話 番 号 等	03-3280-9120
公表の 担当部署	名 称	京浜急行電鉄株式会社 総務部 総務課
	電 話 番 号 等	03-3280-9120

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： http://www.keikyu.co.jp/company/csr/environment/index.html
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：
		所在地：
		閲覧可能時間
	冊 子	冊子名：
入手方法：		
そ の 他	アドレス：	

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の使用開始年月日	1971 年 7 月 27 日
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		

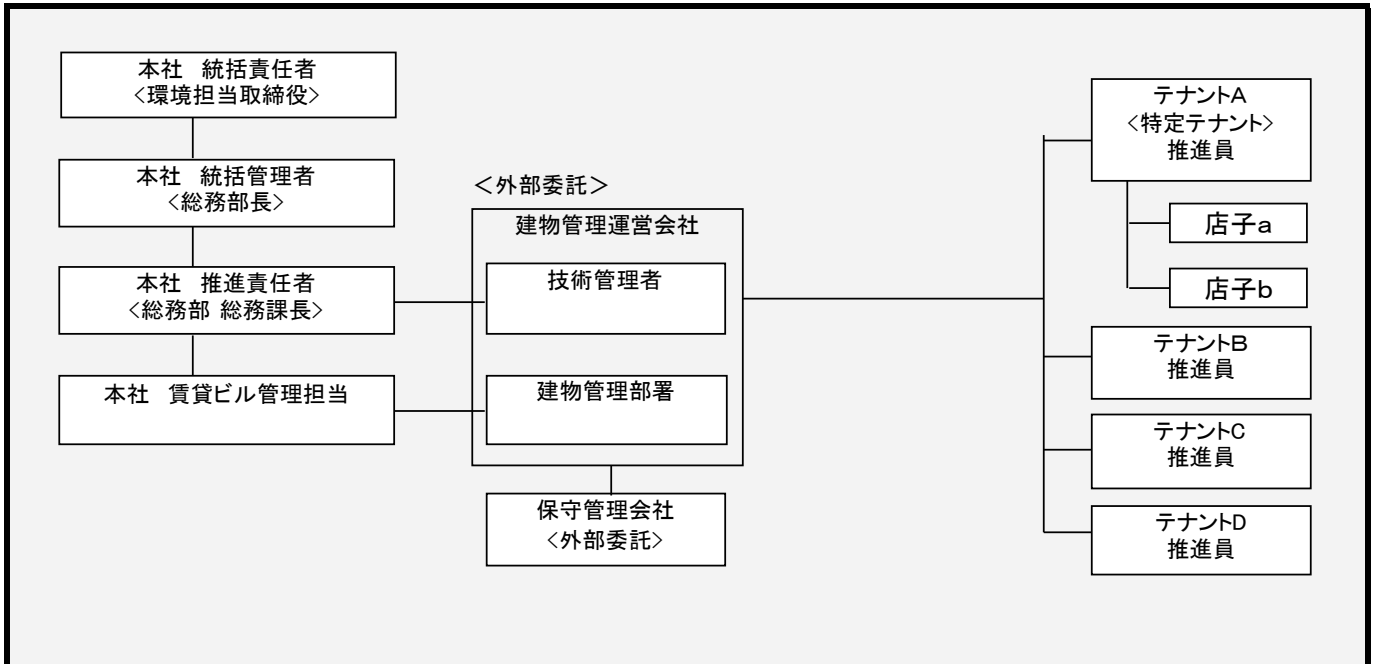
2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

地球温暖化対策を推進するために、経営トップを責任者とする体制を整備し、運用と設備の両面から積極的に取り組む。

1. 温暖化対策を当事業所従業員一人一人の問題として捉え、バックヤードにおける省エネ・省CO2を徹底する。加えて、連泊のお客様にはノークリーンサービス（部屋の清掃、リネン類の交換をしない）のご案内を積極的に奨め、温暖化対策への協力をお願いする。

2. 設備の効率的な運転と、性能を維持するための保守点検を徹底する。加えて、省エネ・省CO2の高い設備を計画的に導入し、温室効果ガス排出量の削減を図る。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	これまでに導入・実施した削減対策の効果を維持し、かつ、運用面での更なる改善を工夫するとともに、高効率機器の計画的な導入や、新たな対策手法の積極的な採用を推進し、削減目標の達成を図る。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	特定温室効果ガス以外の温室効果ガスは水道の使用と下水道への排水に伴うものがある。こまめな節水を行うことにより、本温室効果ガスの削減を図る。		
削減義務の概要	基準排出量	15,641 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	I-1
	排出上限量（削減義務期間合計）	64,915 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	16.99%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2020 年度から 2024 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	高効率機器の計画的な導入や、新たな対策手法の積極的な採用を推進し、基準排出量の17%以上の削減を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の削減期間における対策を引き続き行うことにより、削減対策効果量の維持に努める。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		13,615				
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）					
上水・下水		216				
合計		13,831				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	162.7				

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（2005年度、2006年度、2007年度）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
変更年度						

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I-1
----------	-----

(4) 削減義務期間

2015年度から	2019年度まで
----------	----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量(A)	15,641	15,641	15,641	15,641	15,641	78,205
	削減義務率(B)	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	
	排出上限量(C = ΣA-D)						64,915
	削減義務量(D = Σ(A × B))						13,290
実績	特定温室効果ガス排出量(E)	13,615					13,615
	排出削減量(F = A - E)	2,026					2,026

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input checked="" type="checkbox"/> その他	
具体的な増減要因	2014年度のCO2排出量13,816t-CO2（第2期間CO2排出係数換算）に対して、2015年度は13,615t-CO2であり、対前年度比1.5%の減少となった。 減少となった主な要因としては、2014年度に比べ2015年度夏季後半の平均外気温が低かったことが挙げられる。		

7. 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
1	150200	15_照明設備の運用管理	高効率ランプへの更新	2011年4月完了	廊下等の共用部で用いている白熱球、FLR型蛍光灯などをLED照明、HF型照明など高効率ランプに更新し消費電力の低減を図った。
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
		【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】			
51					
52					
53					
		【排出量取引の計画及び実施の状況】			
61					
62					
63					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当事業所では、（旧）地球温暖化対策計画書制度に即して策定した以下対策を実行（継続）し、特定温室効果ガスの排出量削減を推進している。

①共用部での取組

- ・白熱電球等を高効率ランプへ更新することによる消費電力削減
- ・温水暖房便座の設定温度を緩和し、省エネポスターをバックヤードに掲示して従業員への省エネ意識を高めた。

②客室部分での取組

ホテルとして求められる機能、品質を損なわない範囲で、省エネルギー化を推進している

- ・スタンドライトでの蛍光灯採用による消費電力削減
- ・液晶テレビの採用による消費電力削減

③バックヤードにおける運用上の取組

- ・スタッフが利用する廊下等の照明間引きによる消費電力削減
- ・不使用場所、不使用時間帯において、こまめな空調、照明停止の励行
- ・フロア移動時における「2 U p , 3 D o w n」以内のエレベータ不使用の徹底

④設備運用管理、保守、点検での取組

- ・空調機等を定期的にメンテナンスすることによる効率（性能）維持
- ・メンテナンスを通じて、必要な設備の維持・管理を実施
- ・省エネ法の管理標準を制定し、設備の運用管理、計測及び記録、保守、点検に関する事項を定めた。

⑤節電への取組

- ・夜間電力を用いた蓄冷熱を電力ピーク時間帯に活用し、電力ピークカットを実施